

損害賠償額の算定方法の見直しについて

1. 経緯

(現行規定)

- 著作権者は、その著作権が侵害された場合、不法行為に基づく損害賠償請求が可能であり、その場合の損害額の立証に関しては、著作権法 114 条第 1 項から第 3 項に基づいて損害額を算定することができる。これにより、著作権者の損害額の立証の負担が一定程度軽減されている。

(課題)

- 近年、マンガを中心に海賊版サイトによる被害が深刻化している。コロナ禍における巣ごもり需要の高まりと相まって、令和 3 年 7 月には、日本における海賊版サイトの訪問数は約 6 億アクセスと、大型漫画海賊版サイト「漫画村」による被害が大きかった平成 30 年 3 月当時の月間訪問数 4 億弱を大きく上回る水準を記録した。特にマンガに関する海賊版被害については、令和 3 年 1 月からの年間でただ読みされた金額は 1 兆円を超えるとされる¹。ファスト映画やネタバレサイト等による著作権侵害での摘発例もみられる。
- 一方で、権利者が民事訴訟を提起した場合に、著作権法第 114 条に基づく損害額の算定が論点となる事案もあり、実務家からも、損害賠償額の算定方法の考え方について柔軟な解釈を求める声がみられる²。近年増加する著作権侵害に対し、権利者の被害回復の観点から実効的な対応策を取れるよう、損害賠償額の算定方法に関する規定を見直す必要性が高まっていると考えられる。

2. 対応 (案)

(特許法等の状況)

- 著作権法第 114 条第 1 項から第 3 項の規定は、特許法第 102 条第 1 項から第 3 項類似の規定となっている。特許法第 102 条については、特許等の権利によって技術等を十分保護できるよう訴訟制度を改善することを趣旨として、令和元年に以下の改正が行われている（商標法、意匠法、実用新案法も同様の改正が行われている）。

¹ 文化審議会著作権分科会中間まとめ「国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方について」（令和 4 年 3 月）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/63/pdf/93683901_03.pdf

² 中川達也「損害額の柔軟な算定」コピーライト 699 号 2 頁

- (i) 侵害者が得た利益のうち、特許権者の生産能力等を超えるとして賠償が否定されていた部分について、侵害者にライセンスしたとみなして、ライセンス料相当額の損害賠償を請求できることとする。(特許法第 102 条第 1 項関係)
- (ii) ライセンス料相当額による損害賠償額の算定に当たり、特許権侵害があったことを前提として交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる旨を明記する。(特許法第 102 条第 4 項関係)

- ・ (i) は、権利者が自ら実施すると同時に権利をライセンスして利益を得ることができる場合もあるという知的財産の性質に鑑み、「販売数量の減少による逸失利益」のみならず、「ライセンス機会の喪失による逸失利益」も含めて、損害賠償算定の特例を定めることが損失の填補という観点から望ましいと考えられることから、改正前の特許法第 102 条第 1 項による推定が覆滅された部分のライセンス料相当額も権利者が受けた損害の額として認めるものである。
- ・ (ii) は、特許法第 102 条第 3 項のライセンス料相当額が訴訟当事者間の具体的事情を斟酌して認定されることが想定されているところ、通常のライセンス交渉段階と比べ、損害賠償額算定の段階においては、典型的に増額に働き得ると考えられる考慮要素があり、そうした要素を考慮することができる旨を明らかにするものである。

(著作権法における対応)

- 上記の令和元年の特許法改正の内容は、著作権法における現行規定とその他の知的財産法体系との整合性をとる観点や、著作権者等の被害回復に実効的な対応策を取れるようにするというニーズにも当てはまることから、著作権法についても、同様の見直しを行ってはどうか。

- (i) 侵害者が得た利益のうち、著作権者等の販売等の能力を超えるとして賠償が否定される部分について、侵害者にライセンスしたとみなして、ライセンス料相当額の損害賠償を請求できることとする。
- (ii) ライセンス料相当額による損害賠償額の算定に当たり、著作権侵害があったことを前提として交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる旨を明記する。

(参考) 著作権法第 114 条

- 1 著作権者等が故意又は過失により自己の著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為によつて作成された物を譲渡し、又はその侵害の行為を組成する公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行つたときは、その譲渡した物の数量又はその公衆送信が公衆によつて受信されることにより作成された著作物若しくは実演等の複製物（以下この項において「受信複製物」という。）の数量（以下この項において「譲渡等数量」という。）に、著作権者等がその侵害の行為がなければ販売することができた物（受信複製物を含む。）の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、著作権者等の当該物に係る販売その他の行為を行う能力に応じた額を超えない限度において、著作権者等が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡等数量の全部又は一部に相当する数量を著作権者等が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。
 - 2 著作権者、出版権者又は著作隣接権者が故意又は過失によりその著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、当該著作権者、出版権者又は著作隣接権者が受けた損害の額と推定する。
 - 3 著作権者、出版権者又は著作隣接権者は、故意又は過失によりその著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に対し、その著作権、出版権又は著作隣接権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額を自己が受けた損害の額として、その賠償を請求することができる。
- (後略)

(参考) 令和元年改正後 特許法第 102 条 ※太字下線部が改正箇所

- 1 特許権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した物を譲渡したときは、次の各号に掲げる額の合計額を、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額とすることができる。
- 一 特許権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額に、自己の特許権又は専用実施権を侵害した者が譲渡した物の数量（次号において「譲渡数量」という。）のうち当該特許権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた数量（同号において「実施相応数量」という。）を超えない部分（その全部又は一部に相当する数量を当該特許権者又は専用実施権者が販売することができないとする

事情があるときは、当該事情に相当する数量（同号において「特定数量」という。）を控除した数量）を乗じて得た額

二 譲渡数量のうち実施相応数量を超える数量又は特定数量がある場合（特許権者又は専用実施権者が、当該特許権者の特許権についての専用実施権の設定若しくは通常実施権の許諾又は当該専用実施権者の専用実施権についての通常実施権の許諾をし得たと認められない場合を除く。）におけるこれらの数量に応じた当該特許権又は専用実施権に係る特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額

2 特許権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する。

3 特許権者又は専用実施権者は、故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対し、その特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

4 裁判所は、第一項第二号及び前項に規定する特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額を認定するに当たっては、特許権者又は専用実施権者が、自己の特許権又は専用実施権に係る特許発明の実施の対価について、当該特許権又は専用実施権の侵害があつたことを前提として当該特許権又は専用実施権を侵害した者との間で合意をすとしたならば、当該特許権者又は専用実施権者が得ることとなるその対価を考慮することができる。

(後略)